



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

875	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
876	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	1
877	〃	(〃).....	2
878	〃	(〃).....	2
879	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	2
880	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃).....	3
881	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	5

○ 公安委員会告示

33	遊泳区域の指定	6
----	---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第875号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年6月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011500331	就労継続支援A型事業所AGALA	有田市箕島13-2	就労継続支援A型	一般社団法人大地	有田市千田1105番地14	令和2.6.30

和歌山県告示第876号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年6月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第877号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第878号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第879号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
三尾川(352)、大島山(354)、神谷(386)、吹井(358)、吹井1(623)、門前(353)、江ノ駒(360)、水谷池(385)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第880号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年6月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
中三栖(101)(Ⅱ-61503)、中三栖(102)(Ⅱ-61504)、中三栖(103)(Ⅱ-61505)、中三栖(104)(Ⅱ-61506)、中三栖(105)(Ⅰ-61507)、中三栖(106)(Ⅰ-61508)、中三栖(107)(Ⅱ-61509)、中三栖(108)(Ⅱ-61510)、中三栖(109)(Ⅱ-61511)、中三栖(110)(Ⅰ-61512)、中三栖(111)(Ⅱ-61513)、中三栖(112)(Ⅱ-61514)、中三栖(113)(Ⅰ-61515)、中三栖(114)(Ⅰ-61516)、中三栖(115)(Ⅰ-61517)、中三栖(116)(Ⅱ-61518)、中三栖(117)(Ⅱ-61519)、上三栖(101)(Ⅱ-61520)、上三栖(102)(Ⅱ-61521)、上三栖(103)(Ⅱ-61522)、上三栖(104)(Ⅱ-61523)、上三栖(105)(Ⅱ-61524)、上三栖(106)(Ⅱ-61525)、上三栖(107)(Ⅱ-61526)、上三栖(108)(Ⅱ-61527)、切畑1・切畑(Ⅰ-2060)、切畑2・切畑(Ⅰ-2061)、切畑3(Ⅰ-4729)、八木尾2(Ⅱ-8374)、八木尾3(Ⅱ-8375)、切畑4・切畑(Ⅱ-8376)、切畑5・切畑(Ⅱ-8377)、八木尾1(Ⅱ-8452)、八木尾4(Ⅲ-4612)、坂地(Ⅰ-2063)、裏地(Ⅰ-2064)、上切原1(Ⅰ-4730)、坂地2・坂地(Ⅱ-8378)、上切原2(Ⅱ-8379)、上切原3(Ⅱ-8380)、中陰内(Ⅰ-2074)、一本松(Ⅱ-8384)、橋上(Ⅰ-2079)、大瀬(Ⅱ-8405)、武住(Ⅰ-4747)、野平(Ⅱ-8454)、野竹1(Ⅰ-4748)、野竹2(Ⅱ-8406)、上地平(Ⅰ-2081)、高野(Ⅰ-2082)、皆地1(Ⅰ-2083)、皆地2(Ⅰ-4745)、沖谷1(Ⅰ-4746)、沖谷2(Ⅱ-8402)、皆地3(Ⅱ-8403)、皆地4(Ⅱ-8404)、中番1(Ⅰ-2084)、井戸ノ岸(Ⅰ-2085)、中番2(Ⅱ-8401)、高山中尾・高山中尾(Ⅰ-2115)、上の平・小津荷(Ⅰ-2116)、大津荷(Ⅰ-2420)、大津荷(Ⅱ-8395)、蓑尾谷1(Ⅱ-8421)、蓑尾谷2(Ⅱ-8422)、野口(Ⅱ-8458)、東垣内(Ⅰ-2316)、温川1(Ⅱ-5988)、温川2(Ⅱ-5989)、温川3(Ⅱ-5990)、温川5(Ⅱ-6000)、温川6(Ⅱ-6034)、温川8(Ⅱ-6038)、温川10(Ⅱ-6046)、温川11(Ⅱ-6047)、温川12(Ⅱ-6048)、温川13(Ⅱ-6049)、温川14(Ⅱ-6050)、温川17(Ⅱ-6063)、温川栗垣内2(Ⅲ-3359)、温川桑垣内(Ⅲ-3360)、温川下垣(Ⅲ-3361)、温川中川(Ⅲ-3362)、温川(101)(Ⅱ-61233)、温川(102)(Ⅱ-61234)、温川(103)(Ⅱ-61235)、温

川(104)(Ⅱ-61236)、温川(105)(Ⅱ-61237)、温川(106)(Ⅱ-61238)、温川(107)(Ⅱ-61239)、温川(108)(Ⅱ-61240)、本宮町三越(103)(Ⅰ-61292)、本宮町三越(121)(Ⅰ-61301)、本宮町三越(101)(Ⅱ-61290)、本宮町三越(102)(Ⅱ-61291)、本宮町三越(107)(Ⅱ-61293)、本宮町三越(110)(Ⅱ-61294)、本宮町三越(111)(Ⅱ-61295)、本宮町三越(114)(Ⅱ-61296)、本宮町三越(117)(Ⅱ-61298)、本宮町三越(119)(Ⅱ-61299)、本宮町三越(120)(Ⅱ-61300)、本宮町三越(122)(Ⅱ-61302)、本宮町三越(123)(Ⅱ-61303)、本宮町三越(124)(Ⅱ-61304)、本宮町静川(104)(Ⅰ-61307)、本宮町静川(101)(Ⅱ-61305)、本宮町静川(102)(Ⅱ-61306)、本宮町静川(105)(Ⅱ-61308)、本宮町静川(109)(Ⅱ-61309)、本宮町土河屋(101)(Ⅱ-61310)、本宮町土河屋(102)(Ⅱ-61311)、本宮町土河屋(103)(Ⅱ-61312)、本宮町川湯(102)(Ⅰ-61313)、内井川(Ⅰ-1428)、芦立(Ⅰ-1429)、内井川1(Ⅱ-5991)、内井川3(Ⅱ-5993)、内井川4(Ⅱ-5994)、内井川5(Ⅱ-5995)、内井川6(Ⅱ-5996)、内井川7(Ⅱ-5997)、内井川9(Ⅱ-6001)、内井川10(Ⅱ-6002)、内井川16(Ⅱ-6008)、内井川17(Ⅱ-6009)、内井川18(Ⅱ-6010)、内井川20(Ⅱ-6012)、内井川22(Ⅱ-6014)、内井川23(Ⅱ-6036)、内井川24(Ⅱ-6037)、内井川25(Ⅱ-6039)、内井川26(Ⅱ-6042)、内井川(101)(Ⅱ-61147)、内井川(102)(Ⅱ-61148)、内井川(103)(Ⅱ-61149)、内井川8(Ⅱ-5998)、内井川11(Ⅱ-6003)、内井川12(Ⅱ-6004)、内井川13(Ⅱ-6005)、内井川14(Ⅱ-6006)、内井川15(Ⅱ-6007)、大畑(Ⅰ-1435)、大畑2(Ⅰ-1436)、裏地(Ⅰ-1437)、道中(Ⅰ-1438)、方杉(Ⅰ-1439)、上地(Ⅰ-1440)、野中上地1(Ⅰ-4349)、野中(Ⅰ-4350)、野中大畑1(Ⅰ-4351)、野中差出1(Ⅰ-4353)、野中上地2(Ⅱ-5958)、野中方杉2(Ⅱ-5959)、野中方杉3(Ⅱ-5960)、野中方杉4(Ⅱ-5961)、野中道中1(Ⅱ-5962)、野中道中2(Ⅱ-5963)、野中大畑2(Ⅱ-5965)、野中長井1(Ⅱ-5967)、野中長井2(Ⅱ-5968)、野中長井3(Ⅱ-5971)、野中裏地1(Ⅱ-5972)、野中裏地2(Ⅱ-5973)、野中上地3(Ⅱ-5974)、野中上地4(Ⅱ-5975)、野中上地5(Ⅱ-5976)、野中一里石4(Ⅲ-3449)、野中上向井1(Ⅲ-3478)、澤(104)(Ⅰ-61217)、水上1(Ⅱ-5978)、水上2(Ⅱ-5979)、水上3(Ⅱ-5980)、水上4(Ⅱ-5981)、水上6(Ⅱ-5983)、水上8(Ⅱ-5985)、水上9(Ⅱ-5986)、水上10(Ⅱ-5987)、沢1(Ⅱ-6018)、沢2(Ⅱ-6019)、沢3(Ⅱ-6020)、沢4(Ⅱ-6021)、沢5(Ⅱ-6022)、沢6(Ⅱ-6023)、沢8(Ⅱ-6025)、沢9(Ⅱ-6026)、沢11(Ⅱ-6028)、沢12(Ⅱ-6029)、沢15(Ⅱ-6032)、沢17(Ⅱ-6041)、澤(105)(Ⅱ-61218)、澤(106)(Ⅱ-61219)、湊(Ⅰ-1390)、湊山崎1(Ⅰ-4270)、下万呂4(Ⅱ-5772)、たきない町(101)(Ⅰ-61241)、たきない町(102)(Ⅰ-61242)、たきない町(103)(Ⅰ-61243)、たきない町(104)(Ⅰ-61244)、たきない町(105)(Ⅰ-61245)、たきない町(106)(Ⅰ-61246)、たきない町(107)(Ⅰ-61247)、たきない町(109)(Ⅱ-61249)、たきない町(111)(Ⅰ-61251)、宝来町(101)(Ⅰ-61252)、宝来町(102)(Ⅱ-61253)、宝来町(103)(Ⅱ-61254)、宝来町(104)(Ⅱ-61255)、宝来町(105)(Ⅰ-61256)、宝来町(106)(Ⅰ-61257)、宝来町(107)(Ⅰ-61258)、宝来町(109)(Ⅱ-61260)、皆ノ川口(Ⅰ-1418)、大川(Ⅰ-1419)、大川(102)(Ⅰ-61208)、大川(105)(Ⅰ-61211)、大川3(Ⅱ-6057)、大川8(Ⅱ-6062)、大川9(Ⅱ-6066)、大川10(Ⅱ-6068)、大川11(Ⅱ-6069)、大川12(Ⅱ-6070)、大川13(Ⅱ-6071)、大川14(Ⅱ-6072)、大川15(Ⅱ-6073)、大川16(Ⅱ-6127)、大川17(Ⅱ-6128)、大川18(Ⅱ-6129)、大川19(Ⅱ-6130)、大川20(Ⅱ-6131)、大川21(Ⅱ-6135)、大川22(Ⅱ-6136)、中平2(Ⅱ-6615)、大川2(Ⅱ-6616)、大川(101)(Ⅱ-61207)、大川(103)(Ⅱ-61209)、大川(104)(Ⅱ-61210)、大川(107)(Ⅱ-61213)、大川(108)(Ⅱ-61214)、大川皆ノ川2(Ⅲ-3364)、大川上地2(Ⅲ-3390)、大内川(Ⅰ-1433)、大内川(Ⅰ-1434)、大内川3(Ⅱ-6079)、大内川9(Ⅱ-6146)、大内川10(Ⅱ-6147)、大内川11(Ⅱ-6181)、大内川12(Ⅱ-6182)、大内川13(Ⅱ-6183)、大内川14(Ⅱ-6184)、大内川15(Ⅱ-6185)、大内川16(Ⅱ-6186)、大内川17(Ⅱ-6187)、大内川18(Ⅱ-6188)、大内川19(Ⅱ-6189)、大内川20(Ⅱ-6190)、大内川立田8(Ⅲ-3412)、大内川(101)(Ⅱ-61220)、大内川(102)(Ⅱ-61221)、大内川(103)(Ⅱ-61222)、大内川(10

4) (Ⅱ-61223)、大内川(106) (Ⅱ-61225)、北郡(101) (Ⅱ-61227)、北郡(102) (Ⅱ-61228)、北郡(103) (Ⅰ-61229)、北郡(104) (Ⅱ-61230)、北郡(105) (Ⅱ-61231)、北郡(106) (Ⅱ-61232)、芳養町三四六青葉台1 (Ⅰ-4245)、芳養町(101) (Ⅱ-61314)、芳養町(102) (Ⅱ-61315)、芳養町(103) (Ⅱ-61316)、芳養町(104) (Ⅱ-61317)、芳養町(105) (Ⅱ-61318)、芳養町(106) (Ⅱ-61319)、芳養町(107) (Ⅱ-61320)、芳養町(108) (Ⅱ-61321)、芳養町(109) (Ⅱ-61322)、芳養町(110) (Ⅱ-61323)、芳養町(111) (Ⅱ-61324)、芳養町(112) (Ⅱ-61325)、芳養町(113) (Ⅱ-61326)、芳養町(115) (Ⅱ-61328)、芳養町(116) (Ⅱ-61329)、芳養町(117) (Ⅱ-61330)、芳養町(118) (Ⅱ-61331)、芳養町(119) (Ⅱ-61332)、芳養町(120) (Ⅱ-61333)、芳養町(121) (Ⅱ-61334)、芳養町(122) (Ⅰ-61335)、芳養町(123) (Ⅱ-61336)、芳養町(124) (Ⅰ-61337)、芳養町(125) (Ⅰ-61338)、芳養町(126) (Ⅱ-61339)、芳養町(127) (Ⅰ-61340)、芳養町(128) (Ⅱ-61341)、芳養町(129) (Ⅱ-61342)、芳養町(130) (Ⅱ-61343)、芳養町(131) (Ⅰ-61344)、芳養町(132) (Ⅱ-61345)、芳養町(133) (Ⅱ-61346)、芳養町(134) (Ⅱ-61347)、芳養町(135) (Ⅱ-61348)、芳養町(136) (Ⅱ-61349)、芳養町(137) (Ⅰ-61350)、芳養町(138) (Ⅱ-61351)、芳養町(139) (Ⅱ-61352)、芳養町(140) (Ⅱ-61353)、芳養松原一丁目(101) (Ⅱ-61354)、芳養松原二丁目(101) (Ⅱ-61355)、芳養松原二丁目(102) (Ⅰ-61356)、芳養松原二丁目(103) (Ⅰ-61357)、芳養松原二丁目(104) (Ⅰ-61358)、芳養松原二丁目(105) (Ⅱ-61359)、芳養松原二丁目(106) (Ⅱ-61360)、芳養松原二丁目(107) (Ⅰ-61361)、芳養松原二丁目(108) (Ⅰ-61362)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

本宮町三越(116) (Ⅱ-61297)、水上(101) (Ⅱ-61215)、水上(102) (Ⅱ-61216)、たきない町(108) (Ⅰ-61248)、宝来町(108) (Ⅱ-61259)、大川(106) (Ⅱ-61212)、芳養町(114) (Ⅱ-61327)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第881号

令和2年度ハンドル式集密書架・据置書架の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
ハンドル式集密書架・据置書架 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社タイコー
新宮市船町一丁目1番地の3
- 5 落札金額
34,650,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,150,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月17日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第33号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和2年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太（北丁）地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和2年6月24日から同年9月6日まで
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和2年6月25日から同年8月31日まで
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和2年6月25日から同年9月30日まで